

令和 7 年第 4 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 7 年 4 月 21 日
曾於市農業委員會

第4回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和7年4月21日（月） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 8 番 〇〇〇〇〇、9 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		
大隅産業振興課	農政係	〇〇〇〇〇		
財部産業振興課	農政係	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	

7 閉会年月日 令和7年4月21日（月） 午前10時05分

令和7年第4回曾於市農業委員会総会日程

令和7年4月21日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第35号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第36号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第37号 農地法第4条による許可申請について

議案第38号 農地法第5条による許可申請について

議案第39号 非農地証明願について

議案第40号 農用地等のあっせんについて

議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年7月1日始期分）

(2) 報告

報告第4号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第4回曾於市農業委員会総会

令和7年4月21日（月） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。3月、4月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第4回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。8番○○○○○委員、9番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第35号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

末吉27号について、4月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人が取得する農地には、既にユズが作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉28号について、4月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は80歳ですが、同じ世帯に後継者の息子がいることから問題はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

末吉29号について、4月11日に私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は姉弟です。受人の住所地が市外ですが、申請地まで車で15分程度で通作距離に関して営農に支障はないと思われます。トラクター等の機械類については、所有されていませんが、作付け、収穫に関しては、知り合いの農家と農業公社に作業委託して、ロール販売で収入を得るもので、営農に支障はないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、既に飼料が作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○15番委員（○○○○○）

大隅30号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。対価が周辺農地に比べると高額ですけれども、先に道路に面する土地を宅地として取得されており、地積測量図でいきますと○○○○番○○、○○、○○、○○なんですけれども、その宅地に接する農地です。受人、渡人協議の上での価格であることから、やむを得ないと考えます。なお、受人に転用の意向はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜、果樹などを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○2番委員（○○○○○）

大隅31号について、4月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の父親と渡人は従兄です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

大隅32号について、4月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

大隅33号について、4月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅34号について、4月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は他人ですが、長年、受人が耕作しており、渡人から農地を贈与したいと申出があり、今回の申請となったものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部35号について、4月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部36号について、4月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

財部37号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が大崎町ですが、申請地まで車で約40分程度で通作距離に関して営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部38号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の現住所が都城市となっておりますが、許可後、申請地に隣接する宅地を購入し、転入してくる予定です。また、農業機械につきましては、軽トラック、管理機を購入予定で、出荷先は自家消費のためにありませんが、資材等購入先はホームセンターなどということでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用として露地野菜を多品種植付けし、収穫した野菜は、申請人及び息子家族や友人家族にあげたり、申請人の檀家のお寺に寄贈する予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉28号について、○○○○○さんは、南之郷の○○○○○番○○が調査中とあるようですが、大丈夫ですか。

○議長（○○○○○会長）

調査委員、分かりますか。

○18番委員（○○○○○）

この○○○○○さんの土地は、私が作っている田んぼの上なんですけど、1月頃までは、まだ草

が一杯生えて荒れていたんですけど、私もこのままでは3条は通りませんよということで説明して、本人にも納得してもらって、一昨日、見たらきれいにして耕耘してありましたので大丈夫です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。ほかにありませんか。

○17番委員（○○○○○）

財部37号について、大崎から財部で耕作をします、大丈夫ですって、お聞きになったんでしょうけど、トラクターとか全部その辺はどうされるのか確認です。

○14番委員（○○○○○）

この方は、財部の方でブロイラーの方をしております、年間約200日ぐらいブロイラー農場に来ています。そこにトラクター等も持ち込んでありまして、耕耘とかそういうところは問題ないと思われま。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○11番委員（○○○○○）

大隅30号について、ちょっとお尋ねします。○○○○○県の○○○○○さんとは、私もやりとりを何回かしたもんですから、○○○○○さんが購入することになったというのも聞いとるんですけども、一応、5条で買うという話を聞いたんですが、○○○○○さんは、とりあえず遊ばして、3年後ぐらいは頑張って耕作するということかな、それだけ確認してもらっていいですか。

○議長（○○○○○会長）

調査委員、分かりますか。

○15番委員（○○○○○）

当面は、耕作されるということです。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第35号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第36号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○15番委員（○○○○○）

大隅8号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、桑之迫自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道を挟んで雑種地、南が道を挟んで畑と山林、北が山林です。目的実現の確実性は、既に貸資材置場、駐車場に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、貸資材置場、駐車場を設置する面積284㎡ですが、北側半分は、配置図では畦畔となっている部分ですが、崖地となっており、駐車スペースは南側半分になります。ということで、同種施設の規模状況からみて適当と思われま。

排水等は、南側半分になりますけど、雨水のみで道路の側溝に放流するもので適当と思われま。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。貸資材置場、駐車場を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第36号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第37号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉6号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。補足説明資料は、25ページからを参照してください。申請人は、総会資料のとおりです。申請地は、仮屋自治会内の農地です。周囲の状況は、東が農道を挟んで畑、西が農道を挟んで畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、10頭規模の牛舎、運動場、ロール置場を整備する面積が全体で1,722㎡であり、規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水は、おがくず処理するもので適当と思われます。被害防除は、施設には丈夫な柵が設置されており、隣接の農地に安易に侵入が考えにくいこと、また、誓約書も添付されているため、問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎、運動場、ロール置場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○15番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅7号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、議案第36号農振変更の大隅8号と同時申請のため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、貸資材置場、駐車場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第37号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第38号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○16番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉15号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、池山自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林と田、西が道を挟んで田、南が雑種地、北が田です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、資材置場を整備する面積が全体で1,233㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流、自然流下するもので適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問

題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用区域内農地ですが、不許可の例外である一時転用に該当し、資材置場を整備しており、農地への復元計画書も添付されていることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

財部16号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道を挟んで畑と雑種地、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、カーポートを整備する面積が全体で500㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、ブロック塀を設置し、敷地は砂利を敷設します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部17号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、中正ヶ峯自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が私道を挟んで宅地、南が雑種地、北が宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、通路を整備する面積が全体で54㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで、水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、砂利を敷設します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、通路を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部16、17について伺います。まず、16号の売買価格を教えてください。17号については、土地取得費が54㎡で〇〇〇〇〇〇円という理解でいいのかどうか伺います。

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

財部16号につきましては、土地取得費は全地〇〇〇〇〇〇円で申請書の方には記載があるところです。財部17号につきましては、通路部分を全体で101.95㎡使うんですけど、道路に面している宅地部分も含まれて〇〇〇〇〇〇円になっています。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第38号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第39号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

大隅4号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は中野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで田と畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は宅地等に囲まれており、農地がないため、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和62年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。農家住宅として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、大隅5号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は別府自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が田、北が田です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の周辺は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和63年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。農業用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第39号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第40号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉41及び42は、私と○○○○○推進委員。末吉43から46までは、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉47は10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉48及び49は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅50は、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅51は、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅52及び53は、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部54から57までは、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉1、2は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉4も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部7、8も継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉10も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉11も継続です。

○9番委員（○○○○○）

末吉12、13、14も継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉15も継続をお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉16も継続をお願いします。

- 3番委員（○○○○○）
大隅18も継続をお願いします。
- 2番委員（○○○○○）
大隅20も継続をお願いします。
- 5番委員（○○○○○）
財部21、22は継続で、23は成立です。
- 1番委員（○○○○○）
末吉27、28は継続をお願いします。
- 4番委員（○○○○○）
末吉29も継続をお願いします。
- 8番委員（○○○○○）
末吉30も継続です。
- 9番委員（○○○○○）
末吉31、32、33、34も継続をお願いします。
- 18番委員（○○○○○）
末吉35も継続をお願いします。
- 2番委員（○○○○○）
大隅36も継続をお願いします。
- 6番委員（○○○○○）
財部37、38も継続をお願いします。
- 5番委員（○○○○○）
財部39も継続をお願いします。
- 12番委員（○○○○○）
財部40も継続をお願いします。
- 議長（○○○○○会長）
大変、御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。
- 議長（○○○○○会長）
次に、議案第41号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年7月1日始期分を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する182及び183を除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

- 議長（○○○○○会長）
農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

- 議長（○○○○○会長）
議案第41号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年7月1日始期分は、議事参与の制限に該当する2件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

- 議長（○○○○○会長）
御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。
- 議長（○○○○○会長）
ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。
（○○○○○委員 退席）

- 議長（○○○○○会長）
続いて、令和7年7月1日始期分の182を議題といたします。農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

- 議長（○○○○○会長）
議案第41号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年7月1日始期分の182は、

原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

続いて、令和7年7月1日始期分の183を議題といたします。農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第41号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年7月1日始期分の183は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

次に、報告第4号合意解約等の報告については、議案書の23ページから29ページまでを御覧ください。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ここで、事務局から説明があります。

○事務局(〇〇〇〇〇〇局長)

(促進計画の令和7年6月1日始期分3件の取下げについて説明)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

その他で何かありませんか。

○16番委員(〇〇〇〇〇〇)

農地中間管理事業における賃料の徴収、支払時期について

○15番委員(〇〇〇〇〇〇)

議案第39号非農地証明願の大隅5号の始末書差替えについて

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局(〇〇〇〇〇〇局長)

4月及び5月の行事予定等について

○事務局(〇〇〇〇〇〇係長)

農地パトロールについて

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和7年第4回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局(〇〇〇〇〇〇局長)

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和7年4月21日（月） 午前10時05分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員